

一般質問



富田 浩章 議員

**村長が描いた
新島村ビジョンと
結果について**

問 村長が考える理想の新島村の姿と、自ら考え実現した事業は？

答 「村づくりの主人公は住民である」との信念のもとに、あらゆる視点を持ち、地域で支えあい住み続けていける村。また関係機関と連携し、固有の価値、サービスを展開していくことが未来につながるビジョン

**連絡船にしきの
事故対応について**

問 座礁事故を起こした新島村の責任は？

答 責任については運行責任者である私にあると思っている。事故後すぐに関係機関を訪問し、お詫びとお礼を申し上げた。

問 座礁事故の経過説明を！

答 2月4日「にしき」の中間検査終了後の9時40分にドックを出港。10時40分頃、海獺島灯台付近を通過しようとした時に座礁。すぐに関係機関に連絡を入れ

る。近くで航行していた保安庁の巡視船に救助され、近くで受け入れできるマリナーまで曳航していただき、検査を受け仮補修の許可を得て補修。2月6日に許可をいただき、「にしき」のドック先の工場に曳航し、検査および調査を行った。

問 破損状況と修理期間は？

答 細部は調査中であるが、マリンギア、プロペラ、シャフト、船底、舵等が破損。マリンギア等に係る部品は受注生産のため、通常なら10カ月を要するが、8月末、あるいはそれ以前に一日でも早く運航できるようにお願いしていく。

問 事故後の住民への周知が不十分だったと感じた。丁寧な説明が必要と考えるが？

答 乗船客を乗せての座礁

事故の場合は周知の方法が違ってくると思うが、今回は、住民誰もがドック期間中であることを知っていた、乗船していた職員の状況も連絡を受けたので、事故のため戻れない報告だけにした。今後は周知方法も検討していく。

**式根島地区下水道
整備事業について**

問 高齢化も進み、空き家も多く存在している。このまま事業を続けていくとしたら、村財政は破綻しないのか危惧している。①年次計画 ②総事業予定経費 ③当初と現在の接続予定世帯数 ④接続希望調査日時などの説明を！ また、中止を含めた事業計画の見直しは？

答 ①2年度から処理場造成と管渠整備工事、4年度から土木工事、6年度からプラント機械等工事。6年度中に一部許容開始としていたが、入札不調等により遅れている。管渠整備については24年度に完了予定。
②44億円
③計画数値はない。
④接続希望調査は行っていない。随時、さまざまな諸条件の変化に対応し、見直しを行いながら進めていく。



▲ドック中の連絡船にしき

一般質問



前田 寿夫 議員



「連絡船にしき」
について伺う

問 連絡船にしきの事故により、式根島―新島間の運航は代船として漁船を利用して行っている状態だが、利用客はいろいろな規制のなか、大変な思いをしている利用だと思ふ。執行部としては、これらの事については精一杯の努力をしていることと思うが、利用客のためにも「にしき」の修理ができあがってくる期間の短縮、または、代船を少しでも大きい船にできないか、再度検討してもらいたい。これらを含めて、全体の予定が組めないものか伺う。

縮、または、代船を少しでも大きい船にできないか、再度検討してもらいたい。これらを含めて、全体の予定が組めないものか伺う。

答 修理期間の短縮については、できる限り努力していく。代船については、担当部署で検討はしているところだが、定員を多くするために、一般旅客定期航路の許可を取らなければならない、船舶の復元性の資料や満載時の喫水、空船時の水面からの最高水の資料を提出したり、それに合わせて、その船にあったタラップ等が必要になったり、準備したうえで申請し、運輸局の検査官

が現場検査をし、合格すれば許可を取得することになる。この申請には、早く2カ月かかる。それゆえに、定員を12名にして書類審査、許可をいただいで代船運航をしている。

今後定員を増やせて、新島・式根島の海に合った船や桟橋の乗降に合った許可が通るか考えながら検討していく。(村長)



▲連絡船にしき代船※3月時点

議会に行こう!

村議会はどこでも傍聴することができます。
議会が開かれる議場は、新島村役場庁舎の中にあります。

本会議の開始時のみ、開会前に入室していないといけません、その後の傍聴席からの入退室は自由となりますので、議事進行に差し支えない範囲で少しでも議会を見学・傍聴していただけたら幸いです。役場にこなくても家からインターネット視聴もできます! また「議会だより」のバックナンバーも読むことができます。

◆議会を傍聴するには/傍聴を希望される方は、議会開会の10分前(通常10時開会ですので9時50分)までに、議会事務局で受付をしてください。議会事務局は役場入口から右手にある階段で2階に上がり、振り返ったところにあります。受付が終わったら、2階右手奥の議場へお進みください。

議会事務局
はこちら

こちらの建物の中に
村議会議場があります



議会を見よう!

ご自宅のパソコンやスマートフォンでカンタンに議会中継を見ることができます(最新議会のライブ中継はもちろん、過去の議会映像、議員ごとの答弁映像がご覧いただけます)。



スマートフォンの場合

QRコードリーダー(カメラ機能)で、左の画像を読み込むだけ!



パソコンの場合

インターネットで「新島村議会 中継」で検索!

新島村議会 中継



一般質問



吉見一之 議員



新島一式根島間の
橋架計画について

問 過去、新島一式根島間を結ぶ橋を建設する計画があったと記憶しているが、その後この計画はどのようなになっているか？

答 過去の計画を確認したところ、昭和56年新島村基本計画構想第一次計画の中に橋の建設構想があり、その後の新島基本計画構想においても橋架計画について

記載があったが、平成14年の新島村基本計画構想には現実に即した構想計画とし、この一文は削除されている。村としても橋が架かれば利点は大きく、さまざまな問題解決にもつながると思われるが、当村が進めていく事業の域を超えていると考える。



伐採木の
処理について

問 農業では担い手不足に伴う遊休農地の山林化が深刻化しており、なかでも山林化した農地を復活させるために必須である伐採木の処理について村ではどのように考えているか？

答 農業の伐採木については、排出される形態により部署や取り扱いが異なり、農業活動により排出される伐採木等は「事業系廃棄物」の「事業系一般廃棄物」に分類され、現状での取り扱いには「事業者自らが分別・切断(村指定の寸法)・破砕等の前処理を行い、村指定の施設(焼却場)に持ち込み焼却処分」とされている。ただし、焼却場の処理能力のため少量の持ち込みをお願いすることもある。

現時点では破砕機の導入や置場等の設置は考えていないが、事業者(農業者)にとつて多大な労力と経費がかかることから、事業者が適正な処分を前提とした「一時的な仮置き場」については、要望があれば検討したい。



港湾整備・海岸保全
全等の公共工事の
要望について

問 港湾整備・海岸保全、特に浸食が著しい海浜の保全対策等、主に東京都が進める公共工事・公共事業の要望・陳情等について今後の方針は？

答 東京都予算編成に対する

要望調査として毎年4、5月要望調査提出、その後各町村と調整し、7、8月にかけて各自自治体の町村長会等で内容の決定、その後要望実行運動を行うが、必ずしも採択されるとは限らず、その場合は引き続き継続要望として提出している。村としては新島港や野伏港等の現状も理解しており、必要なことは今後とも要望し続けたい。



▲ここから橋が架かる未来を想像する。

一般質問



前田 勝利 議員



人口減少問題について

問 当村の人口は「まち・ひと・しごと」計画策定時を上回るスピードで減少している。村長は施政方針で定住化対策について、空き家バンク事業と定住化対策事業交付金の活用を連動させ、登録件数の増加に取り組むとしているが、今年度は何件の登録件数を予定しているのか、新島および

式根島別に示してほしい。また、利用者実績についても示してほしい。

答 人口減少はさまざまな分野に影響を与える村の喫緊の課題と考えている。そのため新島村第3次総合計画の策定に合わせ、新島村の人口ビジョンの検証を行い、その結果を踏まえ重点施策となる総合戦力を策定した。

空き家バンクの登録件数は新島19件、式根島5件、今年度の登録予定は現在把握していないが、住居の確保は移住施策を進めるうえで最重要課題であると考えており、引き続き所有者に対し、アプローチを続けて行く。

問 移住・定住に関するさまざまな用務に対応できる総合窓口を昨年度から設置しているが、相談件数および

傾向について示してほしい。待たななしの人口減少問題について、村長はどのように歯止めをかけていくのか、その方策と決意を示してほしい。

答 移住定住に関する相談30件、空き家に関する相談66件、体験住宅に関する相談30件、仕事に関する相談8件、その他27件、合計で127件の相談があった。傾向として、空き家に対する問い合わせが全体の4割を占めている。相談者は独身若者が多く、仕事としてダイビングなどの海のアクティビティを希望する傾向がみられる。人口減少問題については、基本的な考え

として総合計画に記載の戦略人口の実現に向けて、施策の展開を図って行く。

問 当村の人口減少は加速度的にスピードを増してい

る。今まで以上に人口減少問題に取り組まなければ、地域社会にも深刻なダメージを及ぼすし、究極的には無人化した島になるかもしれない。人口減少に取り組む村長の姿勢・決意を示してほしい。

答 さまざまな施策を展開しているが、人口減少問題は難しい課題となっている。情報を共有しながら村、議会、地域全体で取り組んでいきたい。



▲富士見峠からの展望。普段と変わらぬ風景だが、空き家が徐々に増えている。



小久保 利佳 議員



有資格者の求人・雇用管理について

問 村は慢性的な人材不足。来年度、保育士が確保できず、受け入れ態勢が十分との理由で待機児童が出た。有資格者は都内でも不足しており、確保が困難。専門職においては、安定した人材確保を見込んで、余裕のある雇用管理を行うべきではないか？

答 財政的なバランスや職員定数、配置の関係などを考慮すると、余裕をもっての職員配置は難しいが、早急に対処しなければならぬ課題。専門担当部署内で雇用状況を十分に把握・管理し、人事担当部署と連携をとりながら、人材の確保に努めていく。(村長)

問 子育て世代が新島村の経済を支えて、働けるように保育士雇用を拡充してほしい。

答 今後、子供の人数は減少傾向だが生活形態の変化で1〜2歳児の受入要望が増える予想。想定を超える要望があった場合、それに代わる受け入れ態勢が取れるのか、既に検討を始めている。(民生課長)

問 会計年度任用職員だけでなく、職員枠を増やすこと

とも含めて再度お願いしたい。また、入園の申請について、情報を統一化し、間違った情報が周知されないように配慮してほしい。

答 入園の申請は、噂に惑わされずに、希望があれば申請していただきたい。(民生課長)

問 手当ての上乗せをして職員の待遇の改善をしていく自治体もある。思い切った政策を打ち出してほしい。



コーガ石の保存と文化・観光資源としての活用について

問 村長は所信表明でコーガ石建造物の文化財登録が進行中で、新島村独自の歴史・文化を後世に引き継ぎ、地域づくりに積極的に生かしていくことを検討す

ると述べた。コーガ石については、自主研究グループ「新島抗火石建造物調査会」が活動中。調査会や地域と協働し、コーガ石の文化・観光資源としての活用を実行してほしいが、具体的な計画はあるか。

答 現在、コーガ石建造物の「登録有形文化財」への登録申請対象物は6件で、昨年11月に文化庁の現地調査もした。具体的な活用計

画は「体験型施設」や「宿泊施設」、また「地域の伝統文化や情報の発信拠点」としてなどが有意義なものかと思うが、行政だけではなく、住人・地域全体の啓蒙が課題。また、観光名所や史跡を観光散策コースに組み入れたり、改めて、コーガ石全体の魅力と意義を見直し、関係者や地域全体での連携を深めながら、地域づくりに活かしていく努力をする。(村長)



▲築100年以上の屋根までコーガ石の建造物

一般質問



青沼 弘 議員



予防伐採について

問

新島における、松食い虫等による松枯れについては、毎年予算計上され、対応しているが、近年枯れ松が目に見えて増えているように思う。松枯れの拡散防止・観光地としての景観等を鑑みると、早期に伐採を行い、松枯れを食い止める必要があると考える。

次に、防災の観点から、台風等の自然災害時に起こり得る倒木による電線・電

話線の切断、枯れ枝の落下による、家屋等への被害が考えられる。式根島では、このような危険箇所が多く見受けられる。

村長は、施政方針の中で、「住民の生命と財産を守るために、防災対策の強化は急務である」と述べられている。

伐採においては、私有地・村有地・国有地とさまざまです、すぐに伐採に着手する事は難しいとは思いますが、災害を未然に防ぐためにも、早い対応を。

答

松枯れについては、松枯れの原因である、いわゆる松食い虫を駆除するための薬剤地上散布と、松食い虫からの抵抗性をつける樹幹注入を行い、松枯れ防止に努めている。また、松枯れによる倒木危険が生じる村有地等の箇所は伐採処理している。伐採処理につい

ては、松の線虫が付加する前にできるだけ早い処理をするよう努めていく。

次に防災の観点から、台風等の災害時に起こり得る倒木については、議員も認識されているとおり、土地には私有地・村有地・国有地等があり、樹木については、その土地の所有者の責任となる。村では、村有地以外の土地の樹木については、所有者の方に伐採をお願いしており、通報や発見した場合には所有者の方に直ぐに連絡をしている。

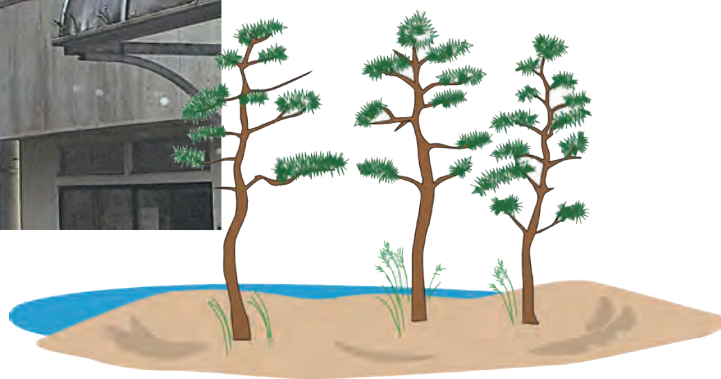
今後も危険な樹木等あれば、直ぐに関係機関と協議し減災対策を進めていくので、ご理解いただきたい。

問

自然災害は、いつ起こるか分からないので、少しでも早い対策と対応をお願いしたい。



▲松食い虫の拡散防止と自然災害からライフラインを守るために!



一般質問



大沼 由美子 議員

新島観光協会について

問 新島観光協会は昭和39年の設立以来58年間、長きにわたり新島の経済振興の目的で行政から多額の補助金の投入により運営されてきた。

長年新島の観光実務を担っていた組織は、まさかの「解散」に至った。驚くほどの無責任で無能な代表理事たちの「人災」の結果である。議会定例会の一般質問でも毎回必ず新島の「観光」

に関わる質問が取り上げられている。新島においても「観光」が地域の経済活動の大きな「柱」の一つである証拠である。観光協会の解散がその後の新島に膨大な負の影響や混乱もたらすことは、想像に難くなくかつたはずであるが、「解散」を容認した行政側の対応が正しかったのか、改めて質問する。

答 令和2年に一般社団法人新島観光協会を立ち上げた際に、その「定款」は観光協会会員の方々に了承されているので、「解散」がそれに沿った形で総会において承認されたということである。

問 「解散」を回避するための選択肢の一つとして、町村長に与えられている、「地方自治法第157条」*の権限を行使すべきではな

かったか。

答 以前のような任意団体であれば、村として解散する方向に進んでいけば回避行動を行うことも考えたが、一般社団法人化して会社組織、つまり民間の会社になったので、「地方自治法第157条」の行使はできないと判断した。

問 一刻も早く、観光実務団体の立ち上げや組織作りについて、「地域活性化および観光振興の目的」で、現在も村役場に派遣されている「企業人」の方々に立ち上げの指導やアドバイスはお願いできないか。

答 地域活性化企業人の委託目的は、外部目線から村事業の検証をするものであり、あくまでも行政事業に係るものを検証する。なので、民間の観光協会の立ち上げなどにはアドバイスはできない。

※【地方自治法157条抜粋】
公共的団体（農協・漁協・商工会・観光協会等）がその地域内で行う公共的活動について、その総合調整を図るために、町村長に「指揮監督する権限」があたえられている。法人だけに限定されない。

.....
「独り言」新島の観光を担う組織作りの「光明」は？
まずは新人議員として、驕らず地に足をつけ、できることから焦らず怠らずをモットーに活動！
.....



▲58年の歴史を閉じてしまった新島観光協会